

大阪府知事 様

大阪府環境審議会会長



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

令和元年8月29日付け環衛第1623号で諮問のあった標記については、令和元年8月29日開催の令和元年度第1回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 株式会社春成
- (2) 申請地 東大阪市長堂三丁目76番2
- (3) 答申内容 本申請については600メートル以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 株式会社オンテックス
- (2) 申請地 貝塚市橋本991番3
- (3) 答申内容 本申請については許可することに支障ないものと認める

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 株式会社ザイマックス
- (2) 申請地 泉南郡田尻町嘉祥寺588番5
- (3) 答申内容 本申請については許可することに支障ないものと認める

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 泉南市
- (2) 申請地 泉南市りんくう南浜2番201
- (3) 答申内容 本申請については許可することに支障ないものと認める

5 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 ビッグ総合開発株式会社
- (2) 申請地 池田市空港二丁目179番4
- (3) 答申内容 本申請の動力装置については、提出された段階揚湯試験等を審査した結果、適正揚湯量を決定するには根拠資料が不足していることから、補正資料の提出を求め、継続審議とする